様式第４号（第７条関係）

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　第 　　　号

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　年 月 日

様

　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　　日南町長 　　　　　　　　㊞

短期滞在型専用住宅入居許可取消通知書

年 月 日付け　第 号による下記の施設に係る入所許可については、次の理由により取り消します。

記

１ 短期滞在型専用住宅　ひだまりの家　　　号室

２ 取消理由

（教示）

この処分に不服がある場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して60日以内に、町長に対して異議申し立てをすることができます。

また、この処分の取り消しを求める訴えをする場合は、この通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に、町を被告として（訴訟において町を代表する者は町長となります。）、提起することができます。

ただし、異議申し立てをした場合には、この処分の取り消しの訴えは、その異議申し立てに対する決定の通知書を受け取った日の翌日から起算して６か月以内に提起することができます。